

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

1 概要

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護受給につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

<参考>新型コロナウイルス感染症の影響に係る生活困窮者支援

- ・総合支援資金等の特例貸付
- ・住居確保給付金の支給
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（新たに創設）

2 支給対象世帯等

(1) 支給対象世帯（約4,000世帯）

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
 - ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ※上記の他、収入や資産等の要件があります。

<参考>収入要件、資産要件

【収入要件】世帯全員の収入合計額が基準額以下

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
13.8万円	19.4万円	24.1万円

【資産要件】世帯全員の預貯金合計額が基準額以下

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
50.4万円	78万円	100万円

(2) 支給額

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
月額6万円	月額8万円	月額10万円

(3) 支給期間

- ・最大3カ月

3 申請受付（予定）

- (1) 日 ち：令和3年7月15日（木）から令和3年8月31日（火）
- (2) 時 間：8時30分から17時15分
- (3) 申請方法：原則郵送
- (4) 窓 口：本庁舎4階介護保険課横（原則予約制）

4 制度周知

- ・対象者への通知
- ・パンフレット
- ・ホームページ
- ・広報としま

5 外国人申請者への対応

- ・外国語通訳（会計年度任用職員3名）
- ・タブレットを利用したビデオ通訳（2台）
- ・外国語のパンフレット

6 今後のスケジュール

7月 上旬	ホームページへ掲載 対象者へ通知発送、パンフレット配置
7月11日（日）	広報としまへ掲載
7月15日（木）	受付窓口開設